主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人設楽作己の上告趣意一は、憲法三八条三項違反をいうが、所論Aの供述調書謄本の記載は、所論被告人の自白の補強証拠として十分なものと認められるから、所論は前提を欠き、同上告趣意二は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四六年五月三一日

最高裁判所第三小法廷

郎	三	村	下	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
太 隹	正	本	松	裁判官
郷	小	根	関	裁判官